#### 兵庫県立健康科学研究所

# 健科研リポート

Report of the Hyogo Prefectural Institute of Public Health Science

 $_{\text{Vol.}}26$ 

2023.8



令和5年4月1日から遺伝子組換え食品の表示制度が変わりました。食品の購入時においては、食品のパッケージなどにある表示は重要な情報であり、参考にされる方も多いと思います。

そこで今回、遺伝子組換え食品の表示制度について、改正に関連する部分を中心に簡単 にご紹介します。

#### 遺伝子組換え食品の安全性

食品としての遺伝子組換え作物は、安全性などについて食品衛生法に基づく科学的な評価による審査を受け、安全性が確認されたもののみが国内で流通することができます。そして、安全性審査済みの遺伝子組換え農産物とその加工食品には、表示ルールが定められ、義務表示制度と任意表示制度があります。

# 義務表示制度

まず義務表示制度は現行制度からの変更はありません。表示の義務対象となる食品(従来のものと組成、栄養価などが同等のもの)は、表1に挙げる9種類の農産物及びそれらを原材料とする33加工食品群です。加工食品については組換えDNAなどが残存し科学的な

検証が可能と判断された品目で、表示義務の対象は主な原材料(全原材料重量で上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物に占める重量割合が5%以上であるもの)に限定されます。

表1 安全性審査を経て流通が認められた 9農産物及びそれを原材料とした33加工食品群

対象農産物	加工食品	
大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む)	1 豆腐・油揚げ類、2 凍り豆腐、おから及びゆば、3 納豆、4 豆乳類、5 みそ、6 大豆煮豆、7 大豆缶詰及び大豆瓶詰、8 きなこ、9 大豆いり豆、10 1から 9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11 調理用の大豆を主な原材料とするもの、12 大豆粉を主な原材料とするもの、13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14 枝豆を主な原材料とするもの、15 大豆もやしを主な原材料とするもの	
とうもろこし	1 コーンスナック菓子、2 コーンスターチ、3 ポップコーン、4 冷凍とうもろこし、5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6 コーンフラワーを主な原材料とするもの7 コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。)、8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの、9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの	
ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子、2 乾燥ばれいしょ、3 冷凍ばれいしょ、4 ばれいしょでん粉、5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から 4までに掲げるものを主な原材料とするもの	
なたね		
綿実		
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの	
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの	
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの	
からしな		

これらの食品に対し、表 2 のような 3 通りの表示方法が義務付けられています。分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物を区別している場合(①)、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する必要があります。分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物を区別していない場合(②)、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を区別していない旨を表示する必要があります。

いずれも、該当する農産物を原 材料とした加工食品は同様の表示 が必要です。

表2 義務表示の方法

	分別生産 流通管理	遺伝子組換え 農産物の区別	表示例
1	管理する	区別する	「大豆(遺伝子組換え)」
2	管理しない	区別しない	「大豆(遺伝子組換え不分別)」
3	管理する	意図せざる混入が 5 % を超えていた場合	

#### 分別生産流通管理とは

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を、生産から加工に至る各段階で混入が起こらないよう分別管理し、そのことが書類により証明されていることをいい、IP ハンドリング(Identity Preserved Handling)とも言います。

#### 任意表示制度

任意表示制度は、今回、消費者に情報がより正確に伝わるように改正されました。改正 部分は分別生産流通管理をする 表3 改正された任意表示の方法\*\*

ことが前提で、表3のように改正前では『意図せざる混入』を5%以下に抑えることができれば、大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品には「遺伝子組換えでない」などの表示が可能でした。

意図せざる混入	表示例		
	改正前	改正後	
5 %以下		「大豆(分別生産流通管理済み)」	
不検出	「大豆(遺伝子組換えでない)」	「大豆(遺伝子組換えでない)」	

※ 分別生産流通管理をすることが前提

改正により、「遺伝子組換えでない」及び同等の表示が認められる条件は、<u>5 %以下</u>から <u>不検出</u>に厳格化されました。そのため「遺伝子組換えでない」などの表示は、分別生産流 通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる場合のみ可能となり、対象は表 1 に挙げる農産物及びそれらを原材料とする加工食品に限られます。

また、大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品については、『意図せざる混入』を 5 %以下に抑えている場合、新たに適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能となりました。

このように、5%以下の表示を2種類に分けることで、消費者の誤認防止や消費者の選択の機会の拡大につながることが期待されています。

#### 表示の科学的検証(検査)

近年、当所では遺伝子組換え食品として安全性審査済みの大豆を対象に、リアルタイム PCR を用いた検査を行っています。これまでのところ、違反事例はありません。今後、新たな表示制度に対応し、表示の科学的検証としての検査を引き続き行っていきます。

遺伝子組換え食品の表示制度について簡単に触れましたが、遺伝子組換え食品の安全性など、さらに詳細な情報につきましては、消費者庁及び厚生労働省の以下のサイトなどをご参照ください。



測定機器 (リアルタイムPCR)

・「遺伝子組換え表示制度に関する情報」(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/quality/genetically\_modified/

・「知っていますか?遺伝子組換え表示制度」(消費者庁)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/quality/genetically\_modified/assets/food\_labeling\_cms202\_220329\_01.pdf

・「遺伝子組換え食品」(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/shokuhin/bio/idenshi/index.html

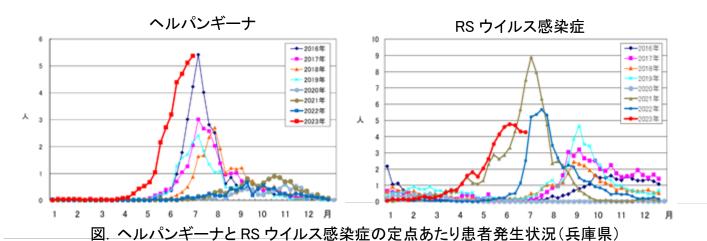
(健康科学部 後藤操)

# TOPICS 夏に流行するウイルス性感染症

夏に子どもを中心に流行する代表的なウイルス感染症として、咽頭結膜熱、手足口病、ヘルパンギーナが挙げられます。咽頭結膜熱はアデノウイルス、手足口病とヘルパンギーナはエンテロウイルスが主な原因病原体となります。2020~2022 年は新型コロナウイルスの影響で、3 疾患とも大きな流行は見られませんでしたが、今年はヘルパンギーナの報告数が例年より早い 4 月末から増加し始め、5~6 月に急増しています(図)。当所で行っている病原体検査では、ヘルパンギーナ患者からエンテロウイルス属のコクサッキーウイルス A2、A4、A6、A10 型等が検出されていますが、年により流行する型は異なります。

さらに、以前は冬に流行していた RS ウイルス感染症の流行時期が早まってきており、2016~2019 年は秋に、2021 年以降は夏に流行が見られるようになりました。今年は 4 月頃から患者報告数が増加し始め、2021 年、2022 年よりも早くピークを迎えています(図)。

エンテロウイルスと RS ウイルスは、咳やくしゃみに含まれるウイルスを吸い込むことで感染する飛沫感染と、便やドアノブ等についたウイルスを触った手を介して、鼻や口、眼の粘膜から感染する接触感染で広がります。手洗いうがいをしっかり行い、タオルの共用を避ける等基本的な感染予防に努めましょう。



(感染症部 荻 美貴)



# Information サマーチャレンジ~夏休み自宅科学教室~

今年の夏は、自宅で科学体験してみませんか。

学習結果を送付いただいた方には、修了証と記念品をお送りさせていただきます。

受付期間: 令和5年7月20日(木)~令和5年8月31日(木)

対 象 者:兵庫県内在住の小・中学生

参 加 費:無料(通信費・材料費等は除く)

除()



¥しくはこ

#### 編集・発行

### 兵庫県立健康科学研究所

〒675-0003 兵庫県加古川市神野町神野 1819 番地の 14

TEL:079-440-9090 E-Mail: kenkokagaku@pref.hyogo.lg.jp

FAX:079-438-5570 URL: https://web.pref.hyogo.lg.jp/iphs01/top01.html

